

第2章 計画の理念・目標

1 基本理念（目指す都市像）

令和元年度(2019年度)に中間見直しを行った熊本市第7次総合計画（目標年次：令和5年度(2023年度)）に掲げる、めざすまちの姿の実現に環境面から寄与していきます。

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、「上質な生活都市」を、私たちはめざします。

めざすまちの姿を実現するために、本計画では計画の基本理念（目指す都市像）を以下のとおりとします。

恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

本市は、清らかな地下水や豊かな緑をはじめとする自然と、先人が築いた歴史遺産や伝統文化に恵まれた魅力ある都市であり、「森の都」都市宣言に関する決議、地下水保全都市宣言に関する決議、環境保全都市宣言を行いながら、官民一体となって、安らぎと潤いのある恵まれた環境の保全に取り組んできました。

このような中で、これまでの環境課題に加え、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、私たちには、持続可能な状態で良好な環境を将来へ継承する責務があります。

そこで、本市は、これまでの環境保全に取り組んできた経験を活かし、本市の恵まれた環境をまもり、はぐくみながら、未来につないでいく「持続可能な環境都市」を目指します。

2 基本方針

本計画における施策・取組は、「恵まれた環境をまもり、はぐくみ、未来へつなぐ、持続可能な環境都市」の実現に向け、新たな環境課題への対応を盛り込んだ基本条例の趣旨に基づき進めていく必要があります。

そこで、以下のとおりの七つの基本方針を掲げ、施策・取組を推進します。

現在及び将来の市民生活における市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる良好な環境の確保を図るために、以下の取組を推進します。

- 基本方針 1 快適で安全・安心な生活環境をつくる
- 基本方針 2 恵み豊かな自然環境をまもり、そだてる
- 基本方針 3 歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
- 基本方針 4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
- 基本方針 5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
- 基本方針 6 地域から行動し、地球環境をまもる
- 基本方針 7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

基本方針1～6は、基本条例第6条（市の施策）各号に沿った項目としています。

また、基本方針7は、基本条例第8条（環境影響評価の推進）、第9条（環境教育）、第10条（国等との連携及び国際協力）の3項目を「各方針をつなぎ横断的に取り組む」取組としています。

なお、本計画の基本方針7「各方針をつなぎ横断的に取り組む」のうち、施策7-2「環境教育を推進する」は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境教育等行動計画」として位置づけるものとします。

(施策体系図)

